

生徒心得

令和3年4月 1日より施行
令和4年4月 1日一部改正
令和4年4月25日一部改正
令和4年7月 5日一部改正
令和6年1月24日一部改正
令和7年3月 1日一部改正
令和8年4月 1日一部改正

1 校内生活について

(1) 制服

- ①制服は正しく着用する。(A・Bどちらを選択してもよい)
- ②制服を改造しない。改造した場合、新しく購入する。

[A] タイプ

- ①冬季：学校指定のブレザー・白カッターシャツ（長袖）とスラックス、ネクタイを着用する。学校指定ベストの着用は任意とする。
- ②夏季：学校指定の白カッターシャツ（半袖、長袖）とスラックスを着用する。ネクタイの着用は任意とする。学校指定ベストの着用は任意とする。

[B] タイプ

- ①冬季：学校指定のブレザー、白カッターシャツ（長袖）、スカートを着用する。
スカートの丈は、購入時の長さを基準とする（膝にかかる長さ）。
スカートの代わりに学校指定のスラックスを着用してもよい。
ネクタイ、リボンのいずれかを着用する。
学校指定ベストの着用は任意とする。
- ②夏季：学校指定の白カッターシャツ（半袖、長袖）、スカートを着用する。
スカートの丈は、購入時の長さを基準とする（膝にかかる長さ）。
スカートの代わりに学校指定のスラックスを着用してもよい。
学校指定ベストの着用は任意とする。ネクタイ、リボンの着用は任意とする。

(2) 更衣

- ①原則、6月1日、10月1日とし、前後2週間の移行期間を設ける。
冬服の着用 10月1日～5月31日
夏服の着用 6月1日～9月30日

(3) 「靴・靴下」

- ①靴は、高校生として通学に適したものとする。
- ②運動靴、黒または茶色の革靴を標準とする。
- ③靴下の色は、白・紺・黒とする。また、通常の学校生活においては、くるぶしが隠れる程度の長さまでを認めるが、行事などの公的な場面においては、ミッドカーフ（ふくらはぎの中央部）の長さを推奨する。冬季においては、ベージュ・黒のストッキングやタイツを使用してもよい。レッグウォーマーは禁止する。

(4) 防寒着

- ・冬服着用時の登下校、外での活動時に防寒着の着用を認める。
(校舎内では、原則着用しない)
- ・ひざ掛けについては、教室内のみ許可するが考査時の使用は禁止とする。
- ・防寒着は、ブレザーの上に着用すること。内に着用する場合は、学校指定のベストを着用すること。

(5) 頭髪・その他

- ①頭髪は高校生らしく、清潔さを保ち、清楚な髪型とする。
 - A 奇抜な髪型・パーマ・カール・脱色・染色・変色・つけ毛等は禁止する。
 - B 他人に不快感を与えぬよう、見苦しくない長さを保つようにする。
 - C 授業（実習等）に支障がないようにする。
- ②ピアス・ネックレス・指輪・ブレスレットなどの装飾品は禁止する。
- ③化粧（口紅・マニキュア・着色リップ・アイプチ等を含む）、カラーコンタクトは禁止する。
- ④眉毛を加工しない。

(6) 通学

- ①登下校では交通マナーを守り、交通安全に努める。特に自転車の安全走行に心がける。
- ②自転車を通学に利用する場合は、各キャンパスの自転車通学規定に従う。（申請用紙等は、入学時に生徒指導部から配付する。）
- ③自動車での送り迎えは、保護者、家族以外禁止とし、校内の乗り入れについては各キャンパスの規定に従う。
- ④岐阜県では、高校生の四ない運動を推進している。「二・四輪車の免許を取らない」「車を買わない」「車に乗らない」「他人の車に乗せてもらわない」ようにする。
- ⑤自転車通学を行う生徒は、次の法及び条例に定められた事項を必ず守ること。
 - ・道路交通法 第63条の11
自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。
 - ・岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例 第13条
自転車利用者は、道路において自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。

(7) その他

- ①校舎内外の整理整頓を常に心がける。（器具・個人ロッカー・下足・机上など）
- ②高額な金銭や貴重品を持ってこない。持参した場合、各自でしっかり管理する。また貴重品袋等を利用する。
- ③スマートフォンは各自での管理とする。スマートフォンの使用については、別紙に定める校内使用ルールを守り、節度ある使用を心がけること。有害情報に注意するとともに、SNS等で他人を誹謗中傷しない。
※フィルタリングサービスの利用と、家庭でのルールづくりに努めることは、岐阜県の条例により義務づけられている。
- ④教科書・傘等の私物には記名し、管理をしっかりする。

2 校外生活について

(1) 外出

- ①不健全な飲食店等、高校生としてふさわしくないところには出入りしない。

(2) アルバイト

- ①アルバイトは、学校生活において、保護者の経済的負担の軽減をはかるとともに、将来の勤労観の育成を目的とする。
- ②長期休業期間及び土・日・祝祭日において、アルバイトを希望する場合は、生徒相談部が開催するアルバイト説明会に参加すること。なお、平日のアルバイト（長期休業期間を除く）は、学業への影響を考慮し認めない。
※特別な事情により、上記の期間以外に行う場合は、必ずクラス担任を通じて、生徒相談部に相談すること。
- ③アルバイトを始める場合は、クラス担任・部顧問・保護者と共有し、学校生活に支障がないか確認する。その後、アルバイト先の面接を経て採用通知を受け取り次第、Forms にてアルバイト情報を登録する。
- ④学業成績不振及び著しく授業態度が悪い場合はアルバイトを認めない。
- ⑤就業時間は、休業中の午前8時から午後8時までのうち8時間以内とする。
また、長期休業期間中のアルバイトの日数は、期間内の半数以下とする。

- 1 年生は、学校生活への適応を最優先とし、夏季休業期間から届け出を開始する。
- ⑥次のような仕事に従事することは、労働基準法等に触れるため禁止とする。
- ・遊興的接客業 ・宿泊を伴う仕事 ・危険を伴う仕事
 - ・夜間の仕事、及び午後 8 時以降に及ぶ仕事
 - ・自動車、又は二輪車等を使用する仕事、及びそれらに同乗する仕事
 - ・その他校長が好ましくない判断したもの

3 その他

- ①校内で、新聞・ポスター・パンフレット・入場券などの発行・掲示・配布・販売を行う場合は届出をする。